

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年5月18日（平成28年（行情）諮問第379号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第366号）

事件名：特定期間に特定刑事施設で購入可能な物品で慣行として公にされていないが過去には購入の取扱いがされていた文房具の商品リストの開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成17年5月29日から、この開示請求が行われるまでにおいて、特定刑事施設で購入することが可能な物品で慣行として公にされていないが、過去には購入の取扱いがされていた文房具に関する全商品の商品リスト。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月14日付け高松発第36号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。高松矯正管区の長に対して申し立てた、行政文書の開示について請求人の請求した内容のとおり開示がなされてはならず、異議を申し立てる旨の文書を送付した結果、「特定刑事施設に特定依頼を行った結果既に保有しておりませんでした。」と回答があった。しかし、この文面からは、高松矯正管区の長は、特定依頼を行ったのか、自らで保有の有無を確認したのかが不明であり、不確かな回答である。

法務大臣は、すみやかにこの回答に関して調べ、正しい回答をするようはたらきかけ本来の開示が求められた行政文書のとおり内容が開示されるように求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、平成27年11月30日

- 受付行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）により、
- (1) 男子受刑者定期購入用物品（マークシート）・窓口差入購入受付用商品リスト平成27年11月1日現在
 - (2) 受刑者特別購入用商品リスト「教育上・処遇上特に必要と認められる場合に限る」（「特別購入願せんのみ」平成27年10月1日現在）
 - (3) 女子受刑者用日用品商品リスト（平成27年10月1日改訂版）
 - (4) 未決男子日用品商品リスト（平成27年11月1日改訂版）
 - (5) 未決女子日用品商品リスト（平成27年10月1日現在）

について行った開示請求に関し、処分庁が、平成28年1月14日付け行政文書開示決定通知書をもって、その全部を開示する決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件決定について行政文書の特定漏れがあった旨を主張し、本件決定の取消及び当該文書の開示を求めていることから、以下、本件決定に係る行政文書の特定の適否について検討する。

2 本件決定までの経緯等について

本件開示請求から本件決定までの経緯等については、以下のとおりである。

- (1) 平成27年11月30日受付で、審査請求人から処分庁宛てに、本件請求書の送付があった。
- (2) 本件請求書には請求する行政文書の名称として、「平成17年5月29日から、この開示請求が行われるまでにおいて、特定刑事施設で購入することが可能な物品で慣行として公にされていないが、過去には購入の取扱いがされていた文房具に関する全商品の商品リスト。」と記載されていた。
- (3) 処分庁は、平成27年12月22日付け連絡文書により、審査請求人に対し、請求内容に合致すると思われる行政文書として、1(1)ないし(5)のとおり特定した旨を情報提供し、平成28年1月14日付け行政文書開示決定通知書をもって、本件対象文書の全部を開示する決定を行った。
- (4) 審査請求人は、平成28年2月8日受付「行政文書開示決定について」と題する書面により、平成17年5月29日まで遡った全ての商品リストの開示を求め、本件決定について行政文書の特定漏れがあった旨を主張した。
- (5) これに対し、処分庁は、本件対象文書以外の審査請求人が主張する文書（以下「過去の商品リスト」という。）について、特定刑事施設の職員をして特定刑事施設内の文書庫及び事務室等を探索したところ、当該文書を保有している事実は確認できなかったことから、平成28年2月10日付け連絡文書により、過去の商品リストは既に保有して

いない旨の情報提供を行うことにより、本件決定について行政文書の特定漏れはない旨の回答を行った。

- (6) 審査請求人から、平成28年2月16日受付「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、本件請求内容の全部について、写しの送付を希望する旨の回答があったことから、処分庁は、同日審査請求人に対し本件請求内容の全部について写しを送付した。

3 過去の商品リストの不存在について

特定刑事施設では、過去の商品リストについて、適宜加筆・修正することにより最新版の商品リストを作成した時点で役割を終える性質の文書であることから、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）施行前においては、法務省行政文書管理規程（平成13年法務省秘文訓第340号）の規定に基づき、保存期間1年未満の行政文書として保存・廃棄等を行っており、また、公文書管理法施行後においても、法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号）の規定に基づき、保存期間1年未満の行政文書として保存・廃棄等を行っている。よって、過去の商品リストについては本件対象文書を作成した時点で既に廃棄しており、同リストを既に保有していないことについて不合理な点はない。

- 4 以上のことから、本件決定に係る行政文書の特定について不合理な点はなく、また、審査請求人の主張に合理的な理由も認められないことから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年5月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月6日 | 審議 |
| ④ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成17年5月29日から、この開示請求が行われるまでにおいて、特定刑事施設で購入することが可能な物品で慣行として公にされていないが、過去には購入の取扱いがされていた文房具に関する全商品の商品リスト。」の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙に掲げる5文書（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する決定を行った。

これに対し、審査請求人は、行政文書の特定漏れがあったとしているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、文書特定の妥当性について検討する。

2 文書特定の妥当性について

- (1) 諮問書に添付された、審査請求人が作成した平成28年1月29日付け「行政文書開示決定について」によると、審査請求人は、審査請求人が請求したのは、特定された本件対象文書を含むものであるが、平成17年5月29日まで遡った商品リストであると述べており、本件対象文書以外の過去に遡った商品リストが特定されていないことについて審査請求をしていると解されるところ、諮問庁は、本件請求文書に該当するものとして、最新版の商品リスト（平成27年10月1日現在及び改正版並びに同年11月1日現在及び改正版）を特定し、その全てを開示しており、それ以前の商品リスト（過去の商品リスト）については既に廃棄しており、保有していないと説明していることから、以下、過去の商品リストの保有の有無等につき検討する。
- (2) まず、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、商品リストとは、特定刑事施設の長が指定する自弁物品等の取扱業者が、その種類や仕様、価格等を被収容者に周知するため、商品名等を一覧にしたリストであって、商品の改廃や価格変更等が行われる都度、変更等のあった箇所を差し替えて被収容者に対して告知するためのものであり、適宜加筆・修正した最新版の商品リストを作成した時点でそれ以前の商品リストは役割を終える性質の文書であるから、保存期間1年未満の行政文書として適宜廃棄する取扱いとしているとのことである。
- (3) そこで、商品リストの文書管理上の取扱いについて、当審査会において諮問庁から法務省文書管理規程や法務省行政文書管理規則等の提示を受けて確認したところ、以下のとおりであった。
 - ア 公文書管理法施行以前の法務省文書管理規程の適用を受ける商品リスト（審査請求人が開示を求める平成17年5月29日以降平成23年3月末までのもの）については、同規程の別表第2の第6「その他の行政文書」に該当し、その保存期間は、「事務処理上必要な1年未満の期間」と定められていることが認められる。
 - イ 公文書管理法施行以後の法務省文書管理規則の適用を受ける商品リスト（平成23年4月1日以降のもの）については、同規則の別表第1が適用されない行政文書であり、特定刑事施設において定めた標準文書保存期間基準の「上記に掲げられていない事項のうち、法第2条第6項の歴史公文書等に当たらないもの」に該当し、その保存期間は、「事務処理上必要な1年未満の期間」と定められていることが認められる。
 - ウ そうすると、過去の商品リストについては既に廃棄されていると考えられる。

(4) また、当審査会事務局職員をして、本件請求文書の探索の方法及び範囲について、諮問庁に確認させたところ、特定刑事施設の文書庫、担当課の事務室及びパソコンの共用フォルダ内を探索した結果、本件対象文書以外に、審査請求人が開示を求める商品リストに該当する紙文書や電子データはなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

(5) 以上より、商品リストについては、過去の商品リストは既に廃棄されており、高松矯正管区においては最新の商品リストである本件対象文書の外は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も存しない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、高松矯正管区において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 1 男子受刑者定期購入用物品（マークシート）・窓口差入購入受付用商品リスト平成27年11月1日現在
- 2 受刑者特別購入用商品リスト「教育上・処遇上特に必要と認められる場合に限る」（「特別購入願せんのみ」平成27年10月1日現在）
- 3 女子受刑者用日用品商品リスト（平成27年10月1日改正版）
- 4 未決男子日用品商品リスト（平成27年11月1日改正版）
- 5 未決女子日用品商品リスト（平成27年10月1日現在）